

下野市
新型インフルエンザ等対策行動計画

平成26年5月
下野市

目 次

第1章 行動計画の作成	1
第2章 新型インフルエンザ等対策の総合的推進	5
第1節 対策の目的及び基本的戦略	6
第2節 新型インフルエンザ等対策の基本方針	8
第3節 新型インフルエンザ等対策実施上の留意点	10
1 市行動計画の性格	10
2 基本的人権の尊重	10
3 危機管理としての特措法の性格	10
4 関係機関相互の連携協力の確保	10
5 記録の作成・保存	10
6 マニュアルの作成	11
第4節 新型インフルエンザ等発生時の被害想定等	12
1 新型インフルエンザ等発生時の被害想定	12
2 新型インフルエンザ等発生時の社会への影響	13
第5節 対策推進のための役割分担	14
1 基本的な考え方	14
2 各主体の役割	14
第6節 市行動計画の主要5項目	16
1 実施体制	16
2 情報収集及び情報提供・共有	17
3 予防・まん延防止	18
4 予防接種	19
5 市民生活及び地域経済の安定の確保	22
第7節 発生段階	24
第3章 各発生段階における対策	27
第1節 未発生期における対策	28
1 実施体制	28
2 情報収集及び情報提供・共有	29
3 予防・まん延防止	29
4 予防接種	30
5 市民生活及び地域経済の安定の確保	30
第2節 海外発生期における対策	32
1 実施体制	32

2 情報収集及び情報提供・共有	33
3 予防・まん延防止	33
4 予防接種	34
5 市民生活及び地域経済の安定の確保	34
第3節 発生早期（国内・県内）における対策	35
1 実施体制	35
2 情報収集及び情報提供・共有	36
3 予防・まん延防止	36
4 予防接種	37
5 市民生活及び地域経済の安定の確保	38
第4節 県内感染期における対策	39
1 実施体制	39
2 情報収集及び情報提供・共有	40
3 予防・まん延防止	41
4 予防接種	41
5 市民生活及び地域経済の安定の確保	42
第5節 小康期における対策	44
1 実施体制	44
2 情報収集及び情報提供・共有	45
3 予防・まん延防止	45
4 予防接種	45
5 市民生活及び地域経済の安定の確保	46
用語解説	47
特定接種の対象となり得る業種・職務について	55

第1章 行動計画の作成

1 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定

新型インフルエンザ^{p51}は、ほとんどの人がウイルスに対する免疫を獲得していないため、発生すると世界的な大流行（パンデミック^{p53}）となり、大きな健康被害と共に伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。

また、未知の感染症である新感染症の中でその感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きいものが発生する可能性がある。

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）は、こうした感染症の発生を国家の危機と捉えて、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的に、国や地方公共団体等の責務、発生時の措置等を定めたものであり、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）と相まって、国全体としての体制を整備し、新型インフルエンザ等対策の強化を図るものである。

2 取組の経緯

国は、特措法の制定以前から、病原性^{p53}の高い新型インフルエンザの発生に備えた迅速かつ確実な対策を講ずるため、「世界保健機関（WHO）世界インフルエンザ事前対策計画」に準じて、「新型インフルエンザ対策行動計画」（以下「旧政府行動計画」という。）を平成17年（2005年）12月に定めた。

また、栃木県でも、同月に「栃木県新型インフルエンザ対策行動計画」（以下「旧県行動計画」という。）を定めた。

その後、国は、平成20年（2008年）4月の感染症法の改正や、新型インフルエンザに関する科学的知見の蓄積等を踏まえ、平成21年（2009年）2月に旧政府行動計画の抜本的な見直しを行ったが、その直後となる同年4月、インフルエンザ（H1N1）2009^{p51}がメキシコで確認され、ごく短期間でパンデミックに至った。

インフルエンザ（H1N1）2009の発生を受け、栃木県は、平成21年（2009年）4月に改定等の作業中であった旧県行動計画を「暫定版」として公表し、対応することとしたが、インフルエンザ（H1N1）2009は季節性インフルエンザと類似した病原性の低いウイルスであったため、病原性が高いことを想定した国や地方の対策が適合しない点が多くみられた。

栃木県では、このインフルエンザ（H1N1）2009への対応を通じて、多くの知見や教訓が得られたこと、旧政府行動計画が改定されたことなどを踏まえ、平成24年（2012年）3月に、旧県行動計画を改定した。

また、新型インフルエンザが流行した際は、市民や企業等、社会全体が大きな影響

を受けることとなり、流行を最小限に食い止めるため、また、流行時においても人命の安全確保を第一に考えると共に、感染拡大を可能な限り抑制し、社会的・経済的な影響を減じるため、本市では、地域全体での取り組みとして、平成21年（2009年）4月に「下野市新型インフルエンザ対策行動計画」を作成した。

特措法制定に伴い、平成25年（2013年）3月には、「下野市新型インフルエンザ等対策本部条例」を制定した。

3 新たな市行動計画の作成

（1）市行動計画の位置付け

特措法の成立により、行動計画が法律に基づく計画に位置づけられるとともに、対策の実効性を高めるため新型インフルエンザ等緊急事態措置等の新たな措置が設けられたことから、本市は、国及び栃木県が作成した「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」（以下「政府行動計画」という。）及び「栃木県新型インフルエンザ等対策行動計画」（以下「県行動計画」という。）を踏まえて、特措法第8条に基づき、「下野市新型インフルエンザ等対策行動計画」（以下「市行動計画」という。）を作成した。

市行動計画は、本市における新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事項や本市が実施する対策等を示すものである。

なお、市行動計画は、対策の実施の経験や、国及び県行動計画の改定等を受けて、適時適切に見直しを行う。

（2）対象疾病

市行動計画の対象とする感染症^{p49}は以下のとおりとし、市行動計画においては、「新型インフルエンザ等」と表記する。

- ・ 感染症法第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症（以下「新型インフルエンザ」という。）
- ・ 感染症法第6条第9項に規定する新感染症^{p52}で、その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きなもの

なお、鳥インフルエンザ^{p53}（鳥から人に感染したもの）は、特措法の対象ではないが、関連する事案として、国内外で鳥インフルエンザが人で発症した場合の対応については、政府行動計画において、参考として「国内外で、鳥インフルエンザが人で発症した場合等の対策」で示されている。

(3) 対象疾病の定義

対象疾病的定義は、感染症法に基づき、次のとおりとなる。

新型インフルエンザ等感染症・新感染症の定義

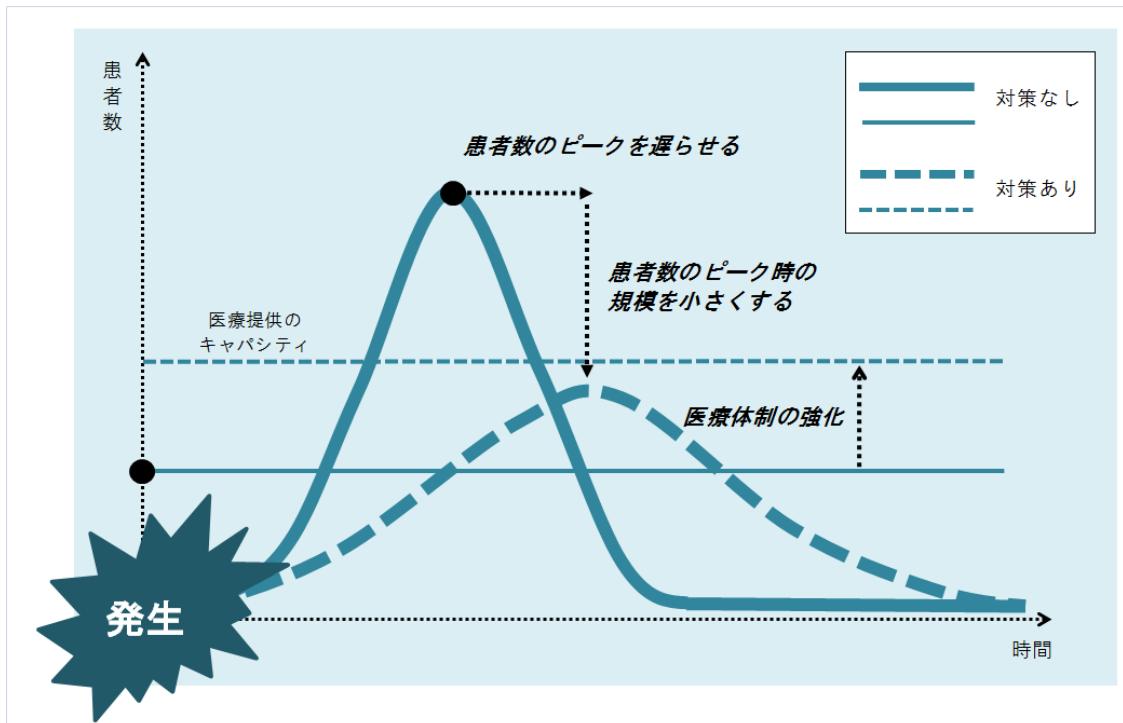
名称		定義
新型インフルエンザ等	新型インフルエンザ	新たに人から人に伝染する能力を有することとなったウイルスを病原体とするインフルエンザであって、一般に国民が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。
	再興型インフルエンザ	かつて世界的規模で流行したインフルエンザであってその後流行することなく長期間が経過しているものとして厚生労働大臣が定めるものが再興したものであって、一般に現在の国民の大部分が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。
	新感染症	人から人に伝染すると認められる疾病であって、既に知られている感染性の疾病とその症状又は治療の結果が明らかに異なるもので、当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、当該疾病のまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。

第2章 新型インフルエンザ等対策の 総合的推進

第1節 対策の目的及び基本的戦略

新型インフルエンザ等のウイルスの病原性や感染力等が高い場合には、健康被害が甚大となり、その影響は保健・医療の分野にとどまらず社会全体に及び、社会・経済活動の縮小や停滞が危惧される。このような影響をできるだけ軽減させるため、本市では、市行動計画に基づく新型インフルエンザ等対策を市政の危機管理に関わる重要な課題と位置付け、感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護すること、市民生活及び地域経済への影響を最小となるようにすることを主たる目的として、国、栃木県、他市町村及び関係機関が相互に連携して対策を講じていく必要がある。

＜対策のイメージ＞（栃木県行動計画から引用）



(目的1) 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する

《目的達成に向けた取組》

- ・ 市民等が正しく行動できるように情報を提供し理解の促進を図る。
- ・ 住民接種の円滑な実施など、まん延防止策を促進する。

(目的2) 市民生活及び地域経済に及ぼす影響が最小となるようにする

《目的達成に向けた取組》

- ・ 市民生活及び地域経済の安定に寄与する業務の維持に努める。
- ・ 要援護者対策など市民の生活支援に努める。

第2節 新型インフルエンザ等対策の基本方針

基本方針1 新型インフルエンザ等対策を迅速かつ柔軟に実施する

《考え方》

新型インフルエンザは、発熱、咳といった初期症状や、飛沫感染^{p53}や接触感染^{p52}を主体とする感染経路など、基本的にはインフルエンザ共通の特徴を有しているものと考えられるが、その病原性や感染力等は実際に発生するまでは不明である。

このため、新型インフルエンザ等が発生した場合には、ウイルスの性質を踏まえて国が示す「基本的対処方針」や実際の流行状況、社会・経済の状況等を総合的に勘案し、状況に応じた最適な対策を選択するなど、迅速かつ柔軟に対応することが極めて重要である。

《市行動計画における対応》

流行状況に応じた迅速な対応が確保されるよう、5段階の「発生段階」を設定し、それぞれに具体的な行動を示した。また、特措法第32条に基づく緊急事態宣言が行われたときに実施することができる緊急事態措置についても発生段階ごとに具体的な行動を示した。新型インフルエンザ等発生時に実施すべき対策については、行動計画に定める対策のうちから、国の基本的対処方針に基づき、感染力や病原性等に応じて決定する。

※ 発生段階：①未発生期、②海外発生期、③発生早期（国内・県内）、④県内感染期、⑤小康期

基本方針2 社会全体が一丸となって対策に取り組む

《考え方》

新型インフルエンザ等は感染力が高く、多くの市民がり患するものと想定され、その影響は保健・医療の分野にとどまらず社会全体に及ぶおそれがある。

このため、新型インフルエンザ等対策の直接の実施主体である栃木県や医療機関、事業者、市民など、社会全体が一丸となって取り組むことが重要である。

《市行動計画における対応》

地域社会を構成する各主体の役割を示すとともに、各主体に対する働きかけや要請の内容を具体的に示した。

基本方針3 複数の対策をバランス良く実施する

《考え方》

新型インフルエンザ等の性質や流行状況等を事前に予測することは不可能であるため、特定の方針や分野に偏重した対策には大きなリスクを伴う。

このため、新型インフルエンザ等に適確に対応するには、多面的に対策を推進することが重要であることから、様々な視点に立った対策をバランス良く組み合わせて実施する。

《市行動計画における対応》

主要5項目（①実施体制、②情報収集及び情報提供・共有、③予防・まん延防止、④予防接種、⑤市民生活及び地域経済の安定の確保）における具体的な行動を示した。

第3節 新型インフルエンザ等対策実施上の留意点

1 市行動計画の性格

市行動計画は、病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、発生した感染症の特性を踏まえ、病原性が低い場合など様々な状況に対応できるよう、対策の選択肢を示すものである。

新型インフルエンザ等が発生した際には、病原性や感染力等の病原体の特徴、流行状況、地域の特性やその他の状況を踏まえ、人権の配慮や対策の有効性、実行可能性並びに対策そのものが市民生活及び地域経済に与える影響等を総合的に勘案し、行動計画に定めるもののうちから、実施すべき対策を選択し決定する。

2 基本的人権の尊重

新型インフルエンザ等が流行し、栃木県が実施する患者等に対する入院措置や不要不急の外出自粛等の要請等が行われる場合であっても、基本的人権を尊重することとし、市民の権利と自由に制限を加える場合は、その制限が必要最小限のものとなるよう栃木県に要望する。

また、誰もがり患する可能性のあることを未発生期から十分に周知するなど、患者等に対する不当な差別や偏見が生じることのないよう万全の対策を講ずる必要がある。

3 危機管理としての特措法の性格

特措法は、万一の場合の危機管理のための制度であって、緊急事態に備えて様々な措置を講ずることができるよう制度設計されている。

しかし、新型インフルエンザや新感染症が発生したとしても、病原性の程度や、抗インフルエンザウイルス薬⁵⁰等の対策が有効であることなどにより、国が新型インフルエンザ等緊急事態措置を講ずる必要がないと判断することもあり得、どのような場合でもこれらの措置を講ずるというものではないことに留意する。

4 関係機関相互の連携協力の確保

本市は、栃木県及び近隣自治体等と相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。

市対策本部長は、対応に広域的な連携や協力等について必要がある場合には、県対策本部長に対して、対策の総合調整を行うよう要請する。

5 記録の作成・保存

本市は、新型インフルエンザ等が発生した場合、市対策本部における新型インフルエンザ等対策の実施に係る記録を作成、保存し、公表する。

6 マニュアルの作成

新型インフルエンザ等対策の実施、縮小、中止等を決定する際の判断の方法（判断に必要な情報、判断の時期、決定プロセス等）や具体的な対策の運用手順等については、必要に応じて、「下野市新型インフルエンザ等対策マニュアル」（以下「市マニュアル」という。）等で示すものとする。

第4節 新型インフルエンザ等発生時の被害想定等

1 新型インフルエンザ等発生時の被害想定

新型インフルエンザ等の発生による被害は、病原体側の要因（ウイルスの病原性、感染力等）、宿主側の要因（人の免疫の状態等）、社会環境等に左右され、事前に予測することは困難であるが、政府及び県行動計画に示された被害想定を用いて次のとおり試算した。

■国全体の被害想定

- ・ 外来受診者数：約1,300万人～約2,500万人
- ・ 入院患者数：（中等度） 約53万人
（重度） 約200万人
- ・ 死亡者数：（中等度） 約17万人
（重度） 約64万人

※患者発生のピークは、流行発生から5週になると予測され、ピーク時における1日当たりの最大入院患者数は、中等度の場合、約10,1万人となり、重度の場合、約39,9万人に達すると推測される。

■栃木県の被害想定

- ・ 外来受診者数：約20万人～約38万人
- ・ 入院患者数：（中等度） 約8,200人
（重度） 約30,000人
- ・ 死亡者数：（中等度） 約2,500人
（重度） 約10,000人

※ピーク時の県内における1日当たりの最大入院患者数は、中等度の場合、約1,600人となり、重度の場合、約6,300人に達すると推測される。

■下野市の被害想定

- ・ 外来受診者数：約6,000人～約11,200人
- ・ 入院患者数：（中等度） 約240人
（重度） 約900人
- ・ 死亡者数：（中等度） 約70人
（重度） 約300人

※ピーク時の市内における1日当たりの最大入院患者数は、中等度の場合、約50人となり、重度の場合、約200人に達すると推測される。

※国人口は128,057,352人、栃木県人口は2,007,683人、下野市人口は

59,483人として試算した。（平成22年国勢調査による。）

【試算方法】

- ・ 全人口の25%が新型インフルエンザに罹患すると想定した場合、医療機関を受診する患者数を推計した。
- ・ 入院患者数及び死者数については、外来受診者数の過去の上限値を基に、過去に世界で大流行したインフルエンザのデータを使用し、アジアインフルエンザ等を参考に中等度を致命率⁵²0.53%、スペインインフルエンザを参考に重度を致命率2.0%として推計した。
- ・ 全人口の25%が罹患し、流行が約8週間続くという仮定の下で、入院患者の発生分布を試算した。
- ・ これらの推計に当たっては、新型インフルエンザワクチン⁵²や抗インフルエンザウイルス薬等による介入の影響（効果）や現在の我が国の医療体制、衛生状況等は一切考慮していない。
- ・ 被害想定については、現時点において多くの議論があり、科学的知見が十分とは言えないことから、政府行動計画及び県行動計画の見直し等に応じて改めて試算する。

2 新型インフルエンザ等発生時の社会への影響

社会・経済的な影響として、流行のピーク時（約2週間）に従業員が発症する割合は、多く見積もって5%程度と考えられるが、従業員本人の罹患のほか、むしろ家族の世話や看護等（学校・保育施設の臨時休業や、一部の福祉サービスの縮小、家庭での療養などによる。）のため、最大40%程度の欠勤が想定される。

これに伴って、事業の一部休止、物資の不足、物流の停滞等が生じ、経済活動の大規模な縮小が予想される。更に、学校、保育施設の臨時休業等によって社会活動が縮小するなど、各分野に様々な影響を及ぼすことが予想される。

第5節 対策推進のための役割分担

1 基本的な考え方

新型インフルエンザは感染が拡大しやすく、インフルエンザ（H1N1）2009の例では、発生後約1年間に、国民の16.3%、2,077万人が医療機関を受診したと推計される。

こうした社会的影響の大きい新型インフルエンザ等に適時適切に対応するためには、国、都道府県、市町村、指定（地方）公共機関^{p51}による対策だけでなく、医療機関や事業者、市民を含め、対策に関わる各主体が役割を十分に理解し、行動することが不可欠である。

2 各主体の役割

（1）市（消防本部、火葬場等を含む）

本市は、市民に対する地域情報の提供、相談等への対応、予防接種、身体障害者等の要援護者^{p54}への支援に加え、消防本部による新型インフルエンザ患者等の搬送や、病原性の高い新型インフルエンザ等の流行に備えた火葬体制の整備及び廃棄物処理の円滑な実施など、主体的に対策を実施することが求められる。

なお、対策の実施に当たっては、栃木県や近隣の市町村、関係機関・団体等との緊密な連携を図る。

（2）医療機関

医療機関は、新型インフルエンザ等患者への医療を提供するという極めて重要な役割を担うことから、小山地区医師会等を通じて本市や栃木県等と緊密に連携し、新型インフルエンザ等の発生前から、新型インフルエンザ患者を診療するための院内感染対策や必要となる医療資器材の確保等の準備を進めることが求められる。

（3）一般の事業者

一般の事業者は、新型インフルエンザ等の発生に備え、職場における感染対策のための準備を行うことが求められる。

重大な健康被害を及ぼすおそれのある新型インフルエンザ等の発生時には、まん延防止の観点から、一部の事業を縮小することが望まれ、特に多数の人が集まる事業を行う者については、感染防止のための措置の徹底が求められる。

（4）市民

市民は、新型インフルエンザ等の発生前から、新型インフルエンザやその対策等に関する情報を得て、発生時にとるべき行動を理解し、季節性インフルエンザにおいて

も行っている、手洗い、うがい、マスク着用、咳エチケット^{⑤2}等の個人レベルでの感染対策を実践するよう努める。また、発生に備えて、食料品、生活必需品等の備蓄を行うよう努める。

新型インフルエンザ等の発生時には、発生の状況や実施されている対策等についての情報を得て、まん延防止のための個人レベルでの感染対策を実施するよう努める。

第6節 市行動計画の主要5項目

市行動計画では、新型インフルエンザ等対策の2つの主たる目的である「感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する」及び「市民生活及び地域経済に及ぼす影響が最小となるようにする」を達成するための具体的な対策について、「1 実施体制」、「2 情報収集及び情報提供・共有」、「3 予防・まん延防止」、「4 予防接種」、「5 市民生活及び地域経済の安定の確保」の5項目に分けて記載している。

各項目における対策の基本的な考え方や内容は次のとおりである。

1 実施体制

(1) 基本的な考え方

発生した新型インフルエンザ等の病原性が高く、かつ感染力が強い場合、多くの市民の生命や健康に甚大な被害を及ぼす恐れがあるほか、社会・経済活動の縮小や停滞を招くことが危惧されているため、本市の危機管理の問題として取り組む必要がある。

このため、全庁一丸となって取り組まなければならない。

また、新型インフルエンザ等対策は、単に行政機関にとどまらず、医療機関や医療関係事業者、社会機能の維持に関わる事業者、学校・社会福祉施設等の関係者など、地域社会全体で取り組む必要があるため、未発生期から関係機関相互の連携体制を構築し、維持していくことが重要である。

(2) 本庁における実施体制

① 下野市新型インフルエンザ等対策本部

新型インフルエンザ等が発生し、緊急事態宣言がなされた場合、特措法及び下野市新型インフルエンザ等対策本部条例(平成25年3月22日下野市条例第17号)に基づき、下野市新型インフルエンザ等対策本部（以下「市対策本部」という。）を設置する。なお、緊急事態宣言がなされる前は、任意の市対策本部を設置することができる。

《市対策本部の構成》

- ・本部長：市長
- ・副本部長：副市長
- ・本部員：教育長、総合政策部長、総務部長、市民生活部長、健康福祉部長、産業振興部長、建設水道部長、議会事務局長、教育次長、会計管理者、石橋地区消防組合消防本部消防長

② 健康危機管理部

本市における新型インフルエンザ等対策の実施機関として、市対策本部内に「健

康危機管理部」を設置する。

対策に関わる庁内の調整や重要事項の検討は、各部局の課長等で構成する危機管理部において行うこととする。

また、健康危機管理部長は、危機管理部に班を設けることができる。

③ 下野市新型インフルエンザ等対策連絡会議

新型インフルエンザ等対策について、外部機関との情報の共有等を通じて連携を強化し、必要な措置を講ずることを目的として、「下野市新型インフルエンザ等対策連絡会議」（以下「市連絡会議」という。）を設置する。

④ 下野市新型インフルエンザ等対策会議

新型インフルエンザ等の市内発生に備えた対策の構築及び市内発生時の危機に応じるために、関係部局の課長等で構成する「下野市新型インフルエンザ等対策会議」（以下「市対策会議」という。）を設置する。

（3）関係機関との連携体制

① 栃木県との連携

栃木県との連携体制を確立するため、未発生期から「栃木県新型インフルエンザ等対策市町村連絡会議」に参加し、市民に対する情報提供、要援護者への支援、火葬等について協議し、体制整備について連携を図る。

② 小山地区医師会及び医療機関等との連携

小山地区医師会及び医療機関等と連携を図り、新型インフルエンザ等対策についての認識を共有するとともに、地域連絡協議会等を通じて関係機関との連携を図り、栃木県が実施する医療対策に協力する。

2 情報収集及び情報提供・共有

（1）基本的な考え方

新型インフルエンザ等の発生時に、新型インフルエンザ等対策を円滑に推進するためには、医療機関、事業者、市民などの各主体が、各自の役割を認識し、正確な情報に基づき適切に行動する必要があるため、対策の全ての段階、分野において、必要な情報を収集・提供し、関係機関と情報共有する。

また、インターネットやSNS^{④8}の普及により、情報提供の方法が多様化していることから、外国人や障がい者など情報が行き届きにくい人にも配慮するなど、受取手に応じた情報提供を理解しやすい内容で、できる限り迅速に行う。

(2) 対策の概要

① 情報収集

本市は、国や栃木県等の感染症情報を活用し、国内外の新型インフルエンザ等に関する情報を収集する。

② 発生前における情報提供・共有

新型インフルエンザ等の発生時に市民等に正しく行動してもらうためには、発生前から、予防方法や市民の責務など新型インフルエンザ等に関する様々な情報を提供し、理解してもらう必要がある。このため、発生前から、市民をはじめ、医療機関や事業者等に対して、基本的な感染対策や、発生時における外来受診の方法など新型インフルエンザ等対策の周知を図る。

特に、児童生徒に対しては、学校は集団感染が発生するなど、地域における感染拡大の起点となりやすいことから、丁寧な情報提供に努める。

③ 発生時における情報提供・共有

新型インフルエンザ等の発生時には、発生段階に応じて、海外や国内、県内の発生状況、対策の実施状況等について、特に対策の決定のプロセスや、対策を行う理由等を明確にしながら、患者等の人権にも配慮して迅速かつ分かりやすい情報提供を行う。

市民については、情報を受け取る媒体や受け取り方が様々であることから、情報が届きにくい人にも配慮し、多様な媒体を用いて、分かりやすい内容で、できる限り迅速に情報提供する。

市民等から寄せられる新型インフルエンザ等に関する相談については、市健康増進課に設置する「新型インフルエンザ等相談窓口」で対応する。また、栃木県の「新型インフルエンザ等電話相談センター」を活用する。

④ 情報提供体制

情報提供に当たっては、提供する情報の内容について統一を図ることが重要であり、情報を集約して一元的に発信するため、栃木県と連携して一連の情報提供体制を整備する。

3 予防・まん延防止

(1) 基本的な考え方

まん延防止対策は、新型インフルエンザ等の流行状況等に応じた適切な対策を講じ、流行のピークを可能な限り遅らせることによって医療体制等を整備するための時間を確保するとともに、ピーク時の患者数を可能な限り減少させることによって医療体制のキャパシティ内にとどめることを目的として実施する。まん延防止対策の実施に

より、医療体制の強化や維持が図られ、ひいては、市民の健康被害を最小限にとどめ、社会・経済機能を維持することが期待される。

(2) 対策の概要

新型インフルエンザ等がまん延するまでの期間は、マスクの着用や咳エチケット、手洗い、うがいなどの個人における基本的な感染対策を行うよう広く要請する。

学校、保育施設、事業所等においても、個人における対策のほか季節性インフルエンザ対策として実施されている施設における感染対策を徹底して行うことが求められる。

なお、まん延防止対策には、個人の行動を制限する面や、対策そのものが社会・経済活動に影響を与える面があることを踏まえ、対策の効果と影響とを総合的に勘案し、新型インフルエンザ等の病原性、感染力等に関する情報や発生状況の変化に応じて、実施する対策の決定、実施している対策の縮小・中止を慎重に行う。

4 予防接種

(1) ワクチン

予防接種により、個人の発症や重症化を防ぐことで、医療機関への受診者を減少させ医療体制への負荷を軽減することにより、新型インフルエンザ等による健康被害や社会・経済活動への影響を最小限にとどめることにつながる。

新型インフルエンザ対策におけるワクチンには、発生する前の段階で、新型インフルエンザウイルスに変異する可能性が高い鳥インフルエンザウイルスを基に製造される「プレパンデミックワクチン⁵⁴」と、新型インフルエンザの発生後に、出現した新型インフルエンザウイルス又はこれと同じ抗原性をもつウイルスを基に製造される「パンデミックワクチン⁵³」の2種類がある。

なお、新感染症については、発生した感染症によってはワクチンを開発することが困難であることも想定されるため、本項目では新型インフルエンザに限って記載する。

(2) 特定接種

特定接種とは、特措法第28条に基づき、「医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため」に行うものであり、政府対策本部長が必要と認めるときに、住民接種に先立って、臨時に行われる予防接種をいう。

a 対象者

特定接種の対象者は、

- ① 「医療の提供の業務」又は「国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務」を行う事業者であって一定の基準に基づき厚生労働大臣の登録を受けているもの

(以下「登録事業者」という。)のうちこれらの業務に従事する者(厚生労働大臣の定める基準に該当する者に限る。)

② 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員

③ 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員

とされ、対象者に関する基本的な考え方等が政府行動計画において示されている。

なお、特定接種の対象となる登録事業者や公務員は、政府行動計画のとおりとなる。

特定接種は、新型インフルエンザ等対策実施上の公益性・公共性を基準として、医療関係者、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる公務員、指定(地方)公共機関制度を中心とする基準による事業者(介護福祉事業者を含む。)、それ以外の事業者の順とすることが基本とされる。

上記のように基本的な考え方が整理されているが、危機管理においては状況に応じた柔軟な対応が必要となることから、発生した新型インフルエンザ等の病原性や発生時の社会状況等を下に、政府対策本部において、接種総枠、対象者、接種順位等を決定することとされている。

本市においては、政府対策本部の決定を踏まえて、特定接種の実施に関し必要な協力をを行うとともに、本市の対象職員に対する接種を実施する。

b 接種体制

上記①及び②については、国を実施主体として、③の地方公務員については、その所属する都道府県又は市町村を実施主体として、原則として集団的接種により実施するため、接種を円滑に実施できるよう未発生期から接種体制の構築を図る。

(3) 住民に対する予防接種

住民に対する予防接種(以下「住民接種」という。)は、緊急事態宣言が行われている場合は、特措法第46条に基づき、予防接種法第6条第1項の規定(臨時接種)による予防接種を行う。

一方、緊急事態宣言が行われていない場合は、予防接種法第6条第3項の規定(新臨時接種)に基づく予防接種を行う。

a 対象者

特定接種対象者以外の対象者については、以下の4群に分類することが基本とされる。

- 医学的ハイリスク者：呼吸器疾患、心臓血管系疾患有する者等、発症するとにより重症化するリスクが高いと考えられる者
 - ・基礎疾患有する者

- ・妊婦
- 小児（1歳未満の小児の保護者及び身体的な理由により予防接種が受けられない小児の保護者を含む。）
- 成人・若年者
- 高齢者：ウイルスに感染することによって重症化するリスクが高いと考えられる者（65歳以上の者）
住民接種の具体的な接種順位等については、新型インフルエンザ発生時に、病原性や社会経済状況などの様々な要因を踏まえ、国において決定される。

b 接種体制

住民接種については、本市が実施主体として、原則として集団的接種により実施するため、栃木県と連携し、接種が円滑に実施できるよう接種体制を構築する。

（4）予防接種に関する理解の促進

住民接種は、国が示す接種順位に基づき、ワクチン供給に合わせ段階的に実施される見込みである。このため、すべての希望者への接種が完了するまでには一定期間を要することから、未発生期から予防接種に関する考え方や実施方法等を市民に十分周知するとともに、接種開始時には正確かつ迅速な情報提供を行う。

予防接種の類型（一覧）

予防接種の類型	特定接種	住民接種	
緊急事態宣言	一	有	無
特措法	特措法第28条	特措法第46条	一
予防接種法	予防接種法第6条第1項（臨時接種）による予防接種とみなして実施	予防接種法第6条第1項（臨時接種）による予防接種として実施	予防接種法第6条第3項（新臨時接種）として実施
考え方	医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため緊急の必要があると認めるとき	新型インフルエンザ等緊急事態において、新型インフルエンザ等が国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与え、国民生活及び国民経済の安定が損なわれるとのないようにするため緊急の必要があると認めるとき	まん延予防上緊急の必要があるとき（臨時接種の対象疾病より病原性が低いものを想定）
実施主体	国、都道府県、市町村	市町村	市町村
努力義務／勧奨	有／有	有／有	無／有
接種費用の負担	実施主体が全額負担	国 1/2 県 1/4 市町村 1/4 (実費徴収不可) 国費の嵩上げ措置あり	国 1/2 県 1/4 市町村 1/4 (低所得者以外からの実費徴収可)

5 市民生活及び地域経済の安定の確保

（1）基本的な考え方

市民生活及び地域経済の安定の確保は、高齢者世帯や障がい者世帯等の要援護者に対する生活支援、新型インフルエンザ等対策の実施に必要な医薬品等の物資及び資材の備蓄、生活関連物資の適正な流通の確保等によって社会・経済機能を維持し、市民生活及び地域経済に対する新型インフルエンザ等の影響を最小限にとどめることを目的として実施する。

(2) 対策の概要

ア 物資及び資材の備蓄等

本市は、新型インフルエンザ等の発生に備えて、新型インフルエンザ等対策の実施に必要な物資及び資材の備蓄等を行う。

イ 生活関連物資の適正な流通の確保

市民生活の維持に必要な生活関連物資の価格高騰、買い占め、売り惜しみ等が生じることのないよう、本市は栃木県や関係機関・団体と連携し、協力する。

ウ 要援護者への生活支援

独居高齢者や障がい者等の要援護者については、新型インフルエンザ等の流行により孤立し、生活に支障を来す恐れがあるため、必要な支援を受けられるよう、本市は栃木県や関係機関・団体と連携し、対応する。

エ 埋葬・火葬の円滑な実施

病原性の高い新型インフルエンザ等が流行した場合、死亡者数が通常の火葬能力を超えることが予想され、その結果、火葬に付すことができない遺体の対応が、公衆衛生上大きな問題となる恐れがある。

このため、本市は、火葬や緊急時の遺体の一時安置等が可能な限り円滑に実施されるよう、栃木県や他の市町及び一部事務組合等と連携し、対応する。

第7節 発生段階

新型インフルエンザ等対策は、一連の流れをもって発生及び流行の状況に応じた対策を講じる必要があるため、状況の変化に即応した意思決定を迅速に行えるよう、本市における新型インフルエンザ等の発生段階を以下の5段階に分類し、各段階で想定される状況とその対応を事前に定める。

なお、各段階の期間は極めて短期間となる可能性があり、また、日本国内からの発生など必ずしも段階どおりに進行するとは限らないこと、さらには、緊急事態宣言が行われた場合には、対策の内容も変化することに留意が必要である。

（1）未発生期

《想定される状況》

- ・ 新型インフルエンザ等が発生していない段階

（2）海外発生期

《想定される状況》

- ・ 海外では新型インフルエンザ等が発生したが、国内では発生していない段階

《前段階からの移行時期》

- ・ 新型インフルエンザについては、感染症法第44条の2第1項に基づく新型インフルエンザの発生を認める厚生労働大臣公表が行われた時点、又は国の対策が政府行動計画上の第一段階（海外発生期）に移行された時点とする。
- ・ 新感染症については、感染症法第44条の6第1項に基づく新感染症の発生を認める厚生労働大臣公表が行われた時点、又は国の対策が政府行動計画上の第一段階（海外発生期）に移行された時点とする。
- ・ ただし、運用上は、新型インフルエンザ等の感染拡大に関する国的第一報が寄せられた時点から、本市の対策は、栃木県と同時に、海外発生期に移行する。

（3）発生早期（国内・県内）

《想定される状況》

- ・ 国内で新型インフルエンザ等が発生した段階
- ・ 県内で新型インフルエンザ等が発生し、すべての患者の接触歴を疫学調査で追える段階

《前段階からの移行時期》

- ・ 国内で新型インフルエンザ等患者が発生し、国の対策が政府行動計画上の第二段階（国内発生早期）に移行された時点とする。
- ・ 市行動計画では、国内発生期と県内発生期とを区分していないが、この理由とし

ては、航空機や鉄道、自動車等によって、人や物が常時移動している国内状況を考慮すると、両期の対策に大きな差が生じないと考えられるためである。

(4) 県内感染期

《想定される状況》

- ・ 県内患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった段階

《前段階からの移行時期》

- ・ 県内において、感染経路が不明確な新型インフルエンザ等患者が一定数確認されるようになった時点とする。
- ・ 発生早期（国内・県内）から県内感染期への移行は県内状況によって判断されるため、国や隣接県の移行時期と一致しない場合がある。

(5) 小康期

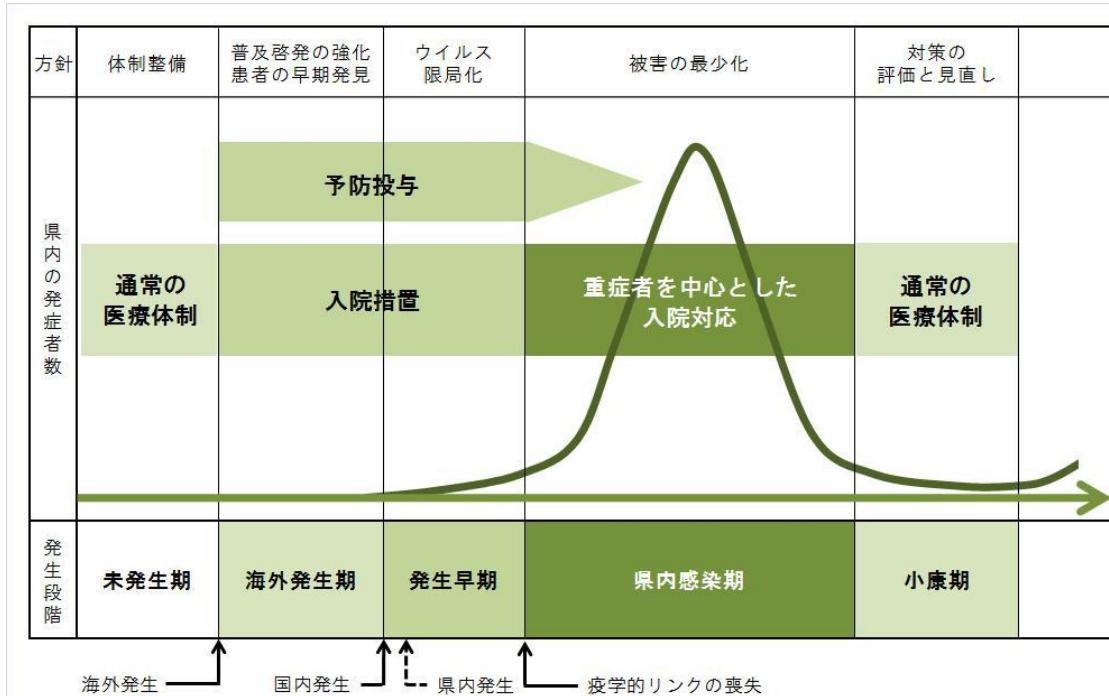
《想定される状況》

- ・ 患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている段階

《前段階からの移行時期》

- ・ 国内で新型インフルエンザ等患者の発生が減少し、国の対策が政府行動計画上の第四段階（小康期）に移行された時点とする。

発生段階と主な対策



本市及び栃木県と国の発生段階及びWHOのフェーズの比較

本市（栃木県）の発生段階	国の発生段階		WHOのフェーズ
未発生期	未発生期		フェーズ1・2・3又は相当する公表等
海外発生期	海外発生期		
発生早期（国内・県内）	地域未発生期	国内発生早期	フェーズ4・5・6又は相当する公表等
	地域発生早期		
県内感染期	地域感染期	国内感染期	
小康期	小康期		ポストパンデミック期又は相当する公表等

インフルエンザ（H1N1）2009の流行における各発生段階の継続期間

発生段階	継続期間	備 考
未発生期	40年	香港インフルエンザ発生翌年（1969年）から起算
海外発生期	19日	2009. 4. 28（海外発生時）～2009. 5. 16（国内発生時）
発生早期	約50日	2009. 5. 16～2009. 7. 上旬（感染原因不明の患者が増加）
県内感染期	約240日	2009. 7. 上旬～2010. 3. 上旬（流行水準を脱した時点）
小康期	約290日	2010. 3. 上旬～2010. 12. 下旬（第二波流行入り）
第二波	約100日	2010. 12. 下旬～2011. 3. 31（対応変更時）

第3章 各発生段階における対策

第1節 未発生期における対策

1 行動目標

市行動計画における未発生期とは、国内、国外ともに新型インフルエンザ等の発生が確認されていない段階とする。

未発生期	海外発生期	発生早期 (国内・県内)	県内感染期	小康期	第二波
------	-------	-----------------	-------	-----	-----

【対策推進の基本方針】

新型インフルエンザ等の発生時期を予測することは不可能であるため、未発生期において、常に新型インフルエンザ等が発生する可能性があることを念頭に、日頃から着実に体制整備を進め、その後も実施体制の維持と継続的改善、市民等に対する普及啓発及び情報提供のあり方等についても十分な留意が肝要である。

2 行動内容

1 実施体制

【対策の実務の統括】

(1) 本市における新型インフルエンザ等への対応体制を整備する。

- 本市は、発生前から、新型インフルエンザ等の発生に備えた市行動計画及び下野市業務継続計画（以下「市業務継続計画」という。）を策定する。また、策定後は、国及び栃木県の動向や最新の知見等に基づいて隨時見直しを行う。
- 本市は、市行動計画に定める新型インフルエンザ等対策の実施、縮小、中止等を決定する際の判断の方法や具体的な運用手順等について、市マニュアル等で整備する。
- 本市は、市対策会議を設置し、庁内関係部局間の連携体制を確立する。

(2) 関係機関との連携体制を確立する。

- 本市は、栃木県や小山地区医師会、医療機関、近隣市町村等との連携体制を確立するとともに、新型インフルエンザ等の発生に備え、平素から、対策の協議や情報交換、実地訓練等を実施する。

(3) 未発生期が長期間継続する場合の対応を検討する。

- 本市は、新型インフルエンザ等の発生時期を予測することは困難なため、この間の実施体制、市民等に対する継続的な普及啓発のあり方等を検討し、体制を整備する。

2 情報収集及び情報提供・共有

【情報収集】

(1) 新型インフルエンザ等関連情報を収集する。

- 本市は、海外、県内外における最新の知見に基づく新型インフルエンザ対策等に関する情報を収集する。

【情報提供と共有】

(1) 情報提供及び情報共有の体制を整備する。

- 本市は、市民等に対する情報提供の一元化を図るため、関係課と協議し広報体制を整備する。
- 本市は、新型インフルエンザ等発生時における市民等への情報提供の内容や、媒体等について検討し、あらかじめ想定できるものについては決定する。
- 本市は、関連情報を適時適切に提供するため、市民等の情報ニーズを把握する方法を整備する。

(2) 市民等にわかりやすく情報を提供する。

- 本市は、新型インフルエンザ等に関する基本的な情報、発生した場合に栃木県及び本市が講じる対策、個人が実施すべき感染対策、予防接種の考え方等について、市民及び関係機関に対して継続的に情報を提供する。

【相談体制】

(1) 市民から寄せられる相談に適切に対応する。

- 本市は、新型インフルエンザ等に関する市民からの相談に対応するため、市健康増進課に「新型インフルエンザ等相談窓口」の設置の準備を進める。

3 予防・まん延防止

【普及啓発】

(1) 新型インフルエンザ等発生時に実施するまん延防止対策等を周知する。

- 本市は、市民に対しマスク着用、咳エチケット、手洗い、うがい、人混みを避ける等の基本的な感染対策を周知し、理解促進を図る。
- 本市は、新型インフルエンザ等緊急事態における不要不急の外出自粛の要請や施設の使用制限の要請などのまん延防止策が、栃木県より行われることについて市民に周知し、理解促進を図る。

4 予防接種

【特定接種】

(1) 国の方針に基づき特定接種の実施体制を整備する。

- 本市は、栃木県と連携し、国の方針に基づき地方公務員に対する特定接種について、新型インフルエンザ等発生時に速やかに接種できる体制を整備する。

【住民接種】

(1) 国の方針に基づき住民接種の実施体制を整備する。

- 本市は、国の方針に基づき、栃木県、小山地区医師会等と連携し、新型インフルエンザ等発生時に住民接種を迅速に接種できる体制を整備する。
- 本市は、国や栃木県の協力を得て、住民接種を円滑に実施するために、あらかじめ市町村間等で広域的な協定を締結するなど、居住する市町村以外の市町村における接種も可能となるよう努める。

【予防接種に関する理解の促進】

(1) 予防接種に関する市民の理解促進を図る。

- 本市は、栃木県と連携し、新型インフルエンザ等対策における予防接種の意義や供給・接種体制、接種対象者や接種順位のあり方といった基本的な情報を市民に積極的に提供し、市民等の理解促進を図る。

5 市民生活及び地域経済の安定の確保

【事業の継続】

(1) 事業継続に向けた事前準備を進める。

- 市業務継続計画については、最新の知見に基づいて見直しを行うなど継続的改善を図るとともに、府内への周知を徹底する。

【住民支援】

(1) 住民支援の実施に向けた検討を開始する。

- 本市は、流行時における住民支援のあり方を検討する。特に、在宅の高齢者及び障がい者等の要援護者については、対象者（世帯）を把握するとともに、必要となる生活支援（見回り、介護、食事提供、在宅患者への対応等）を検討し、あらかじめ具体的な手続を決定しておく。

【火葬体制】

(1) まん延時における火葬体制の強化等に向けた検討を開始する。

- 本市は、栃木県が行う火葬場の火葬能力の現状、火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に使用する遺体安置施設（遺体を一時的に安置する施設等）の有無等に関する調査に協力し、情報を共有する。
- 本市は、栃木県の要請を受け、まん延時における火葬体制について、あらかじめ概要を決定しておく。

【物資及び資材の備蓄等】

(1) 対策の実施に必要な物資及び資材を備蓄する。

- 本市は、新型インフルエンザ等対策に必要な物資及び資材の備蓄や、施設及び設備の整備等を行う。

第2節 海外発生期における対策

1 行動目標

本市行動計画における海外発生期とは、海外で新型インフルエンザ等が発生しているものの、国内で発生していない段階とする。

未発生期の対策からの移行は、感染症法第44条の2第1項に基づく新型インフルエンザの発生を認める厚生労働大臣公表、若しくは同法第44条の6第1項に基づく新感染症の発生を認める厚生労働大臣公表が行われた時点、又は国の対策が政府行動計画上の海外発生期に移行された時点となるが、運用上は、国からの第一報が寄せられた時点で、本市の対策は海外発生期に移行するものとする。

未発生期	海外発生期	発生早期 (国内・県内)	県内感染期	小康期	第二波
------	-------	-----------------	-------	-----	-----

【対策推進の基本方針】

海外発生期の段階では、新たに発生した新型インフルエンザウイルス等の病原性や感染力等が判明していない可能性が高く、その場合は原則的には病原性が高い想定で対策を選択する。一方、既に判明している場合は、政府対策本部が決定する初動の基本的対処方針等を踏まえつつ、必要な対策を選択する。

なお、インフルエンザ（H1N1）2009の事例では、WHOのフェーズ4宣言から国内発生までの期間は18日、栃木県内発生までは49日であったことから、海外発生期における対策は迅速性が特に重要となる。

2 行動内容

1 実施体制

【対策の実務の統括】

（1）海外発生期における新型インフルエンザ等対策の準備に着手する。

- 本市は、WHOや国の情報により、海外において新型インフルエンザ等が発生した疑いが濃厚な場合は、市対策会議において、その後の対応を協議するとともに、海外発生期対策の準備に着手する。

（2）市対策本部を設置する。

- 本市は、緊急事態宣言がなされる前において、必要に応じ、市対策本部を設置し、情報の集約・共有・分析を行うとともに、国が決定した基本的対処方針に基づき、新型インフルエンザ等対策を実施する。

(3) 海外発生期に移行し、対策を実施する。

- 本市は、状況に応じて開催される栃木県市町村連絡会議等において、新型インフルエンザ等に関する情報の共有、海外発生期における栃木県の対策の確認等を行う。

2 情報収集及び情報提供・共有

【情報収集】

(1) 新型インフルエンザ等の最新情報を収集する。

- 本市は、海外における新型インフルエンザ等の発生及び流行状況や、最新の知見に基づく新型インフルエンザ等の治療方針、ウイルスの性状等に関する情報を収集する。

【情報提供と共有】

(1) 情報提供及び情報共有の体制を継続する。

- 本市は、市民や医療機関等から寄せられる情報や問い合わせの内容を踏まえ、ニーズを把握し、情報提供に反映させる。
- 本市、栃木県、他の市町村、関係機関等相互で、各主体の対策等に関する情報を共有する。

(2) 最新の情報を市民等にわかりやすく提供する。

- 本市は、市民等に対して、海外における新型インフルエンザ等の発生状況、本市の対策、国内・県内・市内で発生した場合に必要となる取組等に関する情報をわかりやすく提供する。
- 本市は、国や栃木県が実施する各種サーベイランス^{p50}により得られた情報を市民等にわかりやすく周知する。

【相談体制】

(1) 新型インフルエンザ等相談窓口を設置する。

- 本市は、栃木県からの要請に基づいて、市民からの問い合わせに対応できる「新型インフルエンザ等相談窓口」を市健康増進課内に設置する。

3 予防・まん延防止

【普及啓発】

(1) 急激な感染拡大を抑制するための取組の普及、理解促進を図る。

- 本市は、未発生期に引き続き、手洗い、咳エチケット等の基本的な感染対策の普及、自らがり患した場合の対応についての理解促進を図る。

4 予防接種

【特定接種】

(1) 国の方針に基づき特定接種を進める。

- 本市は、国の方針に基づき、栃木県、小山地区医師会等と連携の上、集団的接種を行うことを基本として、本人の同意を得て、本市の対象職員に対し迅速に予防接種を進める。

【住民接種】

(1) 住民接種の開始に備えた準備を進める。

- 本市は、国の方針が決定され次第、直ちに接種が実施できるよう、国や栃木県、小山地区医師会等と連携して、接種体制の整備を行う。

【予防接種に関する理解の促進】

(1) 予防接種に関する市民の理解促進を図る。

- 本市は、ワクチンの種類、有効性や安全性、接種対象者や優先順位、接種体制といった具体的な情報を、栃木県と連携して収集したうえ、適時市民等に提供し理解促進を図る。

5 市民生活及び地域経済の安定の確保

【事業の継続】

(1) 事業継続に向けた準備を進める。

- 本市は、栃木県の要請を受け、今後市の業務継続に向けて準備を進める。

【火葬体制】

(1) まん延時における火葬体制の強化等に向けた準備を開始する。

- 本市は、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行う。

第3節 発生早期（国内・県内）における対策

1 行動目標

市行動計画における発生早期（国内・県内）とは、県内における新型インフルエンザ等発生の有無にかかわらず、いずれかの都道府県で発生した段階とする。

海外発生期の対策からの移行は、国内で新型インフルエンザ等患者が発生し、国の対策が政府行動計画上の国内発生早期に移行された時点とする。

未発生期	海外発生期	発生早期 (国内・県内)	県内感染期	小康期	第二波
------	-------	-----------------	-------	-----	-----

【対策推進の基本方針】

発生早期（国内・県内）では、県内・市内での新型インフルエンザ等の感染拡大を可能な限り抑制することを対策の主眼とし、ウイルスの性質や政府対策本部が決定する基本的対処方針等を踏まえつつ、本市の対策を選択し、実施するものとする。

なお、この段階に至ってもウイルスの病原性や感染力等が判明していない場合は、原則として病原性が高い想定で対策を選択するが、実施に当たっては、社会・経済活動に与える影響等に十分留意する必要がある。

2 行動内容

1 実施体制

【対策の実務の統括】

（1）対策を発生早期（国内・県内）に移行する。

- 政府対策本部が国内発生早期に入ったことを公示し、栃木県が県対策を発生早期に移行したときは、市民に対し必要な情報提供や注意喚起を行う。
- 県内で初めての患者が確認され、県対策本部長がその旨を公表したときは、市民に対して、必要な情報提供や注意喚起を行う。
- 本市は、市連絡会議の意見を踏まえて、今後の対応方針を協議、決定する。
- 本市は、状況に応じ開催される栃木県市町村連絡会議等において、新型インフルエンザ等に関する情報の収集及び共有、発生早期（国内・県内）における栃木県の対策の確認等を行う。

§ 緊急事態宣言がされている場合の措置 §

（1）市対策本部を設置する。

- 緊** 本市は、緊急事態宣言がなされた場合、速やかに市対策本部を設置し、市行動計画に基づき、対策を実施する。

2 情報収集及び情報提供・共有

【情報収集】

（1）新型インフルエンザ等の最新情報を収集する。

- 本市は、海外、県内外における新型インフルエンザ等の流行状況や最新の知見に基づく新型インフルエンザ等の治療方針、ウイルスの性状等に関する情報を収集する。

【情報提供と共有】

（1）情報提供及び情報共有の体制を継続し、必要に応じて見直す。

- 本市は、市民や医療機関等から寄せられる情報や問い合わせの内容を踏まえ、ニーズに沿った情報提供に反映させる。
- 本市、栃木県、他の市町村、関係機関等相互で、各主体の対策や地域での流行状況等に関する情報を共有する。
- 市対策本部は、各本部員による情報提供や普及啓発の実施時期や内容を常時把握し、一元化を図る。

（2）最新の情報を市民等にわかりやすく提供する。

- 本市は、市民に対して、海外、県内外の流行状況や具体的な対策等の情報をわかりやすく提供する。
- 本市は、新型インフルエンザ等は誰もが感染する可能性があることを前提に、個人レベルでの感染対策や、り患した場合の対応（受診方法等）等を周知するとともに、患者への偏見や差別が生じないよう啓発する。

【相談体制】

（1）新型インフルエンザ等に関する相談体制の強化を図る。

- 本市は、「新型インフルエンザ等相談窓口」において、引き続き、市民からの相談に対応する。なお、状況に応じて、相談窓口の受付時間の延長や人員の増員等を行うとともに、栃木県が設置した「新型インフルエンザ等電話相談センター」に協力を依頼する等、相談体制の強化を図る。

3 予防・まん延防止

【普及啓発】

（1）まん延を防止するための取組の普及、理解促進を図る。

- 本市は、海外発生期に引き続き、手洗い、咳エチケット等の基本的な感染対策の普及、自らがり患した場合の対応についての理解促進を図る。

4 予防接種

【特定接種】

（1）国の方針に基づき特定接種を進める。

- 本市は、国の方針に基づき、栃木県、小山地区医師会等と連携の上、集団的接種を行うことを基本として、本人の同意を得て、本市の対象職員に対し迅速に予防接種を進める。

【住民接種】

（1）国の方針に基づき住民接種を進める。

- 本市は、栃木県と連携し、ワクチンが供給され次第、関係者の協力を得て、予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を開始する。
- 本市は、実施に当たり、国及び栃木県と連携して、保健福祉センター、学校など公的な施設を活用するか、医療機関に委託すること等により接種会場を確保し、原則として、本市に居住する者を対象に集団的接種を行う。

【予防接種に関する理解の促進】

（1）予防接種に関する市民の理解促進を図る。

- 本市は、栃木県と連携し、海外発生期に引き続き、ワクチンの種類、有効性や安全性、接種対象者や優先順位、接種体制といった具体的な情報を提供し、市民等の理解促進を図る。

§ 緊急事態宣言がされている場合の措置 §

（1）まん延を防止するための周知を行う。

緊 本市は、新型インフルエンザ等緊急事態において、栃木県が必要に応じて行う措置を踏まえ、以下の対策を講じる。

- ① 栃木県が、特措法第45条第1項に基づき、本市を区域に定めて、市民に対して生活の維持に必要な場合を除きみだりに外出しないことや基本的な感染対策の徹底を要請（不要不急の外出自粓の要請）する場合には、本市は、市民への周知に協力する。
- ② 栃木県が、特措法第45条第2項に基づき、本市内の学校、保育園等に対して、施設の使用制限（臨時休業や入学試験の延期等）を要請する場合には、本市は、施設の管理者等への周知に協力する。
- ③ 栃木県が、特措法第24条第9項に基づき、本市内の学校、保育園等以外の施設について、感染対策の徹底を要請する場合には、本市は、施設の管理者等へ周知に協力する。

（2）国の方針に基づき住民接種を進める。

- 〔緊〕本市は、国及び栃木県と連携し、接種会場を確保し住民接種を実施するが、緊急事態宣言が行われた場合、住民接種は、特措法第46条に基づき、予防接種法第6条第1項に定める臨時接種となり、公費負担のあり方等が異なることに留意する必要がある。
- 〔緊〕本市は、住民接種を行うため必要があると認めるときは、栃木県に対し、医療関係者への協力要請等を行うよう求める。

5 市民生活及び地域経済の安定の確保

【事業の継続】

（1）社会・経済機能を維持するための事業を継続する。

- 本市は、市業務継続計画に基づき、社会・経済機能を維持するための事業を継続する。

§ 緊急事態宣言がされている場合の措置 §

【事業の継続】

（1）水を安定的に供給する。

- 〔緊〕水道事業者である本市は、消毒その他衛生上の措置など水を安定的に供給するために必要な措置を講じる。

【生活関連物資等の価格の安定等】

（1）生活関連物資等の価格の安定を図る措置を講じる。

- 〔緊〕本市は、栃木県と連携して、生活関連物資等の価格高騰、買占め、売惜しみ等が生じることのないよう、必要に応じて、関係事業者団体等に対して物資の供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。

- 〔緊〕本市は、栃木県と連携して、生活関連物資の供給状況や価格の動向等について、市民へ情報提供するとともに、必要に応じて、相談窓口等の充実を図る。

第4節 県内感染期における対策

1 行動目標

市行動計画における県内感染期とは、県内における新型インフルエンザ患者の接触歴を疫学調査で追えなくなった段階とする。

発生早期（国内・県内）の対策からの移行は、感染経路が不明確な新型インフルエンザ患者が一定数確認されるようになった時点とするため、国や隣接県の移行時期と一致しない場合もあり得る。

なお、インフルエンザ（H1N1）2009の事例では、県内初発から2～3週後、患者数でみると30～40名程度の段階で、接触歴調査が不可能となっている。

未発生期	海外発生期	発生早期 (国内・県内)	県内感染期	小康期	第二波
------	-------	-----------------	-------	-----	-----

【対策推進の基本方針】

県内感染期の段階でまん延を防止することは困難で、対策の主眼を、発生早期（国内・県内）における積極的なまん延防止策から健康被害軽減策に切り替える。

ただし、状況に応じて、一部のまん延防止策を実施し、感染拡大をできる限り抑えるよう努める。

2 行動内容

1 実施体制

【対策の実務の統括】

（1）対策を県内感染期に移行する。

- 本市は、県内において感染経路が不明な新型インフルエンザ等患者が続発した場合、栃木県と連動し、市対策本部において、発生段階を県内感染期へ移行するとともに、今後の対応方針を協議、決定する。
- 市対策本部長は、市民に対し、市対策の県内感染期への移行を周知するとともに、必要な情報提供や注意喚起を行う。
- 本市は、市連絡会議の開催等により、状況の報告を行うとともに、本市における今後の対応を協議する。
- 本市は、状況に応じ開催される栃木県市町村連絡会議等において、新型インフルエンザ等に関する情報の共有、県内感染期における栃木県の対策の確認等を行う。

§ 緊急事態宣言がされている場合の措置 §

(1) 市対策本部を設置する。

緊 本市は、緊急事態宣言がなされた場合、速やかに市対策本部を設置し、市行動計画に基づき対策を実施する。

(2) 他の地方公共団体による応援等の措置を活用する。

緊 本市は、栃木県と連携し、新型インフルエンザ等のまん延により、新型インフルエンザ等緊急事態措置等を行うことができなくなった場合、特措法に基づく他の地方公共団体による応援等の措置を活用し対策を実施する。

2 情報収集及び情報提供・共有

【情報収集】

(1) 新型インフルエンザ等の最新情報を収集する。

○ 本市は、発生早期（国内・県内）に引き続き、海外、県内外における新型インフルエンザ等の流行状況や、最新の知見に基づく新型インフルエンザ等の治療方針、ウイルスの性状等に関する情報を収集する。

【情報提供・共有】

(1) 情報提供及び情報共有の体制を継続し、必要に応じて見直す。

○ 本市は、発生早期（国内・県内）に引き続き、市民、医療機関等から寄せられる情報や問い合わせの内容を踏まえ、ニーズを把握し情報提供に反映させる。
○ 本市、栃木県、他の市町村、関係機関等相互で、各主体の対策や地域での流行状況等に関する情報を共有する。
○ 市対策本部は、発生早期（国内・県内）に引き続き、各本部員による情報提供や普及啓発の実施時期や内容を常時把握し、一元化を図る。

(2) 最新の情報を市民にわかりやすく提供する。

○ 本市は、発生早期（国内・県内）に引き続き、市民に対して、海外、県内外の流行状況や具体的な対策、社会・経済活動の状況等の情報をわかりやすく提供する。
○ 本市は、新型インフルエンザ等は誰もが感染する可能性があることを前提に、個人レベルでの感染対策や、り患した場合の対応（受診方法等）等を周知するとともに、患者への偏見や差別が生じないよう十分に啓発する。

【相談体制】

(1) 新型インフルエンザ等に関する相談体制を継続する。

○ 本市は、流行状況や相談件数等に応じ、相談窓口の受付時間や人員体制等の見直し（休止（廃止）を含む。）を行う。

3 予防・まん延防止

【普及啓発】

(1) 感染拡大を抑制するための取組の普及、理解促進を図る。

- 本市は、栃木県と連携し、発生早期（国内・県内）に引き続き、手洗い、咳エチケット等の基本的な感染対策の普及、自らがり患した場合の対応についての理解促進を図る。
- 本市は、発生早期（国内・県内）に引き続き、不要不急の外出自粛や学校・保育施設等の臨時休業等が実施され得ることについて周知を図り、理解を得る。

4 予防接種

【住民接種】

(1) 国の方針に基づき住民接種を進める。

- 本市は、発生早期（国内・県内）に引き続き、関係者の協力を得て、予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を実施する。

【予防接種に関する理解の促進】

(1) 予防接種に関する市民の理解促進を図る。

- 本市は、栃木県と連携し、発生早期（国内・県内）に引き続き、ワクチンの種類、有効性や安全性、接種対象者、接種順位等の具体的な情報を提供し、市民等の理解促進を図る。

§ 緊急事態宣言がされている場合の措置 §

(1) まん延を防止するための周知を行う。

緊 本市は、新型インフルエンザ等緊急事態において、栃木県が必要に応じて行う措置を踏まえ、以下の対策を講じる。

- ① 栃木県が、特措法第45条第1項に基づき、本市を区域に定めて、市民に対して生活の維持に必要な場合を除き、みだりに外出しないことや基本的な感染対策の徹底を要請（不要不急の外出自粛の要請）する場合には、本市は、市民へ周知に協力する。
- ② 栃木県が、特措法第45条第2項に基づき、本市内の学校、保育園等に対して、施設の使用制限（臨時休業や入学試験の延期等）を要請する場合には、本市は、施設の管理者等へ周知に協力する
- ③ 栃木県が、特措法第24条第9項に基づき、本市内の学校、保育園等以外の施設について、感染対策の徹底を要請する場合には、本市は、施設の管理者等へ周知に協力する。

(2) 国の方針に基づき住民接種を進める。

- 〔緊〕 本市は、発生早期（国内・県内）に引き続き、国及び栃木県と連携し、接種会場を確保し住民接種を実施するが、緊急事態宣言が行われた場合、この住民接種は、特措法第46条に基づき、予防接種法第6条第1項に定める臨時接種となり、公的負担のあり方等が異なることに留意する必要がある。
- 〔緊〕 本市は、住民接種を行うため必要があると認めるときは、栃木県に対し、医療関係者への協力要請等を行うよう求める。

5 市民生活及び地域経済の安定の確保

【事業の継続】

(1) 社会・経済機能を維持するための事業を継続する。

- 本市は、市業務継続計画に基づき、社会・経済機能を維持するための事業を継続する。

§ 緊急事態宣言がされている場合の措置 §

【事業の継続】

(1) 水を安定的に供給する。

- 〔緊〕 水道事業者である本市は、消毒その他衛生上の措置など水を安定的に供給するために必要な措置を講じる。

【生活関連物資等の価格の安定等】

(1) 生活関連物資等の価格の安定を図る措置を講じる。

- 〔緊〕 本市は、栃木県と連携して、発生早期（国内・県内）に引き続き、生活関連物資等の価格高騰、買占め、売惜しみ等が生じることのないよう、必要に応じて、関係事業者団体等に対して物資の供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。

- 〔緊〕 本市は、栃木県と連携して、発生早期（国内・県内）に引き続き、生活関連物資の供給状況や価格の動向等について、市民へ情報提供するとともに、必要に応じて、相談窓口等の充実を図る。

【要援護者への生活支援】

(1) 要援護者に対する生活支援を行う。

- 〔緊〕 本市は、国の要請を受け、在宅の高齢者、障がい者等の要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等を栃木県と連携して行う。

【火葬体制】

(1) 死亡者の増加に備えて火葬体制の強化等を行う。

- 緊 本市は、死亡者が著しく増加した場合は、火葬場の管理者に可能な限り火葬炉を稼働させる。
緊 本市は、死亡者が著しく増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合は、遺体の一時安置を適切に実施する。

【患者等の権利利益の保全】

(1) 国が講じる患者等の権利利益の保全措置について周知を図る。

- 緊 本市は、国において行政手続きの期限の延長等の措置が講じられた場合は、市民に対して周知を図る。

【新型インフルエンザ等緊急事態における融資】

(1) 国が講じる中小企業等に対する融資について周知を図る。

- 緊 本市は、国において中小企業に対する経営安定のための金融政策が講じられた場合は、関係事業者に対して周知を図る。

第5節 小康期における対策

1 行動目標

市行動計画における小康期とは、新型インフルエンザ等患者の発生が減少し、流行が低い水準にとどまっている状態（流行の第一波が終息した状態）で、国の対策が政府行動計画上の小康期に移行された時点とする。

未発生期	海外発生期	発生早期 (国内・県内)	県内感染期	小康期	第二波
------	-------	-----------------	-------	-----	-----

【対策推進の基本方針】

小康期は第一波の「流行後」であると同時に、第二波への「準備期間」であるため、本市としては、新型インフルエンザ等の病原性に応じ、必要となる対応体制の再構築を進める。

2 行動内容

1 実施体制

【対策の実務の統括】

（1）対策を小康期に移行する。

- 本市は、政府対策本部が小康期に入ったことを公示した場合、発生段階を小康期に移行する。

（2）緊急事態措置を中止するとともに、周知を図る。

- 本市は、政府対策本部において緊急事態の解除宣言が行われた場合、緊急事態措置を中止するとともに、市民等に対して周知を図る。

（3）対策を総括し、第二波に備える。

- 本市は、新型インフルエンザ等対策の実効性を高めるとともに、第二波の流行に備えるため、栃木県と連携して、第一波に関する対策の総括を行う。
- 本市は、市連絡会議を開催し、対策の総括の結果や今後の対応方針を報告するとともに、本市における今後の対応を協議したうえ、栃木県に情報提供する。
- 本市は、栃木県が開催する市町村連絡会議等において、対策の総括の結果や今後の対応方針を確認したうえ、本市の対策に反映させる。

（4）市対策本部を廃止する。

- 本市は、緊急事態宣言が解除されたときは、速やかに市対策本部を廃止する。

2 情報収集及び情報提供・共有

【情報収集】

(1) 新型インフルエンザ等の最新情報を収集する。

- 本市は、県内感染期に引き続き、海外、市内外における新型インフルエンザ等の流行状況や、最新の知見に基づく治療方針、ウイルスの性状等に関する情報を収集する。

【情報提供・共有】

(1) 新型インフルエンザ等の流行の第二波に関する情報を提供する。

- 本市は、市民等に対し、第二波が発生する可能性やそれに備えることの重要性等について周知を図る。
- 本市、栃木県、関係機関等相互で、第二波への対応方針や地域での流行状況等に関する情報を共有する。

3 予防・まん延防止

【普及啓発】

(1) まん延を防止するための取組の普及、理解促進を図る。

- 本市は、流行の第二波に備え、手洗い、咳エチケット等の基本的な感染対策の普及、自らがり患した場合の対応についての理解促進を図る。

4 予防接種

【住民接種】

(1) 国の方針に基づき住民接種を進める。

- 本市は、栃木県と連携し、流行の第二波に備え、予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を進める。

【予防接種に関する理解の促進】

(1) 予防接種に関する市民の理解促進を図る。

- 本市は、栃木県と連携し、市民等の理解促進を図るとともに、必要な情報提供を行う。

§ 緊急事態宣言がされている場合の措置 §

(1) 国の方針に基づき、住民接種を進める。

緊 本市は、流行の第二波に備え、国及び栃木県と連携し、接種会場を確保し住民接種を実施するが、緊急事態宣言が行われた場合、住民接種は、特措法第46条に基づき、予防接種法第6条第1項に定める臨時接種となり、公的負担のあり方等が異

なることに留意する必要がある。

緊 本市は、住民接種を行うため必要があると認めるときは、栃木県に対し、医療関係者への協力要請等を行う。

5 市民生活及び地域経済の安定の確保

【事業の継続】

(1) 第一波への対応状況を踏まえ、第二波に備える。

- 本市は、第一波への対応状況等を踏まえ、必要に応じて市業務継続計画の見直しを行うなど、第二波に備える。

【住民支援】

(1) 第二波に備えた市民への支援体制の再構築を行う。

- 本市は、第一波における市民への支援の実施状況等を踏まえ、必要に応じて市民への支援（見回り、介護、食事提供、在宅患者への対応等）の体制の再構築を栃木県と連携して行う。

【火葬体制】

(1) 第二波に備えた火葬体制等の再構築を行う。

- 本市は、第一波における火葬や遺体の一時安置等の実施状況等を踏まえ、必要に応じて火葬体制等の再構築を図る。

§ 緊急事態宣言がされている場合の措置 §

(1) 新型インフルエンザ等緊急事態措置を縮小・中止する。

緊 本市は、国が合理性を認められないとして新型インフルエンザ等緊急事態措置の縮小・中止を決定した場合、栃木県内の状況等を踏まえて、緊急事態措置を縮小・中止する。

用語解説

(あ行)

□インフルエンザ

インフルエンザウイルスを病原体とする人の感染症で、主に発熱、咳、全身倦怠感、筋肉痛などの症状を引き起こすが、他の呼吸器感染症等と見分けることは難しい。また、軽症の場合もあれば、重症化して肺炎、脳炎等を引き起こす場合もある。

インフルエンザウイルスに感染してから発症までの期間（潜伏期間）は、季節性インフルエンザであれば1～5日であるが、感染しても発症しないこともある（不顕性感染）。主な感染経路は、飛沫感染と接触感染であり、潜伏期間中や不顕性感染で症状がない場合でも他の人への感染はあり得る。

□インフルエンザウイルス

インフルエンザウイルスは、ウイルスの抗原性の違いから、A型、B型、C型に分類される。人でのパンデミックを引き起こすのはA型のみである。A型は更に、ウイルスの表面にある赤血球凝集素（HA）とノイラミニダーゼ（NA）という2つの糖蛋白の抗原性の違いによって亜型に分類される。

平成21年に確認されたインフルエンザ（H1N1）2009、季節性インフルエンザのA/ソ連型（H1N1）、A/香港型（H3N2）は、これらの亜型を指している。

□インフルエンザ（H1N1）2009

※「新型インフルエンザ（A/H1N1）」を参照

□SNS（エスエヌエス）

（social networking service：ソーシャルネットワーキングサービス）

個人間のコミュニケーションを促進し、社会的なネットワークの構築を支援するインターネットを利用したサービスのこと。趣味、職業、居住地域などを同じくする個人同士のコミュニティを容易に構築できる場を提供している。

(か行)

口家きん

鶏、あひる、うずら等、家畜として飼養されている鳥。

なお、家畜伝染病予防法における高病原性鳥インフルエンザの対象家畜として、鶏、あひる、うずら、きじ、だちよう、ほろほろ鳥及び七面鳥が指定されている。

口感染症（かんせんしょう）

ウイルス、細菌等の病原体が感染することによって引き起こされる疾病をいう。

感染症法における感染症とは、同法第6条に規定する一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症、五類感染症、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症であって、同法で規定され、又は政令・省令で定められた疾病をいう。

感染症法上の種類とインフルエンザの位置付け

感染症類型	感染症の性格	インフルエンザの区分
新感染症	既知の感染症と症状等が明らかに異なり、感染力、罹患時の重篤度から判断した危険性が極めて高い感染症	
一類感染症	感染力、罹患時の重篤度から判断した危険性が極めて高い感染症	
二類感染症	感染力、罹患時の重篤度から判断した危険性が高い感染症	鳥インフルエンザ (H5N1)
三類感染症	感染力、罹患時の重篤度から判断した危険性は高くないが、特定の職業への就業によって集団発生を起こし得る感染症	
四類感染症	人・人感染はほとんどないが、動物や物件を介して感染するため、それらの消毒、廃棄などが必要となる感染症	鳥インフルエンザ（鳥インフルエンザ(H5N1)を除く）
五類感染症	感染症発生動向調査の結果等に基づいて情報を国民や医療関係者に提供することによって、発生や感染の拡大を防止すべき感染症	インフルエンザ（鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザを除く）※季節性インフルエンザが該当
新型インフルエンザ等	新たに人・人感染能力を得た（又は再興した）ウイルスによるインフルエンザで、まん延によ	新型インフルエンザ、再興型インフルエンザ

感染症	って、国民の生命・健康に重大な影響を与える おそれがあるもの	
指定感染症	既知の感染症の中で一～三類に分類されない 感染症において、一～三類に準じた対応の必要 が生じた感染症	

□抗インフルエンザウイルス薬（こうインフルエンザウイルスやく）

インフルエンザウイルスの増殖を特異的に阻害することによって、インフルエンザの症状を軽減する薬剤をいう。ノイラミニダーゼ阻害剤は抗インフルエンザウイルス薬の一つであり、ウイルスの増殖を抑える効果がある。

本県では、国の備蓄計画に基づいて、396,400人分のタミフル及びリレンザを備蓄している。

主な抗インフルエンザウイルス薬

商品名	薬剤名	メーカー	投与方法	備考
タミフル	オセルタミビル	ロシュ／中外	経口	○ノイラミニダーゼ阻害薬 ○県備蓄薬：356,400人分
リレンザ	ザナミビル	グラクソsmithkline	吸入	○ノイラミニダーゼ阻害薬 ○県備蓄薬：40,000人分
ラピアクタ	ペラミビル	バイオクリスト／塩野義	点滴	○ノイラミニダーゼ阻害薬
イナビル	ラニナミビル	第一三共	吸入	○ノイラミニダーゼ阻害薬

※平成25年3月現在

(さ行)

□サーベイランス

見張り、監視制度という意味。

疾患に関して様々な情報を収集して、状況を監視することを意味する。特に、感染症法に基づいて行われる感染症の発生状況（患者及び病原体）の把握及び分析のことを示すこともある。

□指定（地方）公共機関（してい（ちほう）こうきょうきかん）

新型インフルエンザが発生した場合、その社会的影響の大きさから、行政機関のみならず事業者を含めた社会全体で取り組む必要がある。指定（地方）公共機関は、医療の提供や、電気、ガスの供給などの公益事業を営む法人のうち、発生時における業務の継続性等の基準に基づき国又は都道府県知事が指定した事業者を指し、新型インフルエンザ発生時、その本来的業務の実施を通じて、新型インフルエンザ対策を実施する責務を有する。

なお、指定（地方）公共機関制度は、災害対策基本法などで設けられているものであり、特措法の制定により、新型インフルエンザ対策においても設けられたものである。

□新型インフルエンザ（しんがたインフルエンザ）

新たに人から人に感染する能力を有することとなったインフルエンザウイルスを病原体とするインフルエンザをいう。

毎年流行を繰り返す季節性インフルエンザとは異なり、ほとんどの人が新型インフルエンザのウイルスに対する免疫を持っていないため、ウイルスが人から人へと効率よく感染し、急速かつ大規模なまん延を引き起こし、世界的大流行となるおそれがある。

市行動計画における「新型インフルエンザ」は、感染症法に基づく新型インフルエンザ等感染症を指すものとし、かつて世界的規模で流行したインフルエンザであってその後流行することなく長期間が経過したものが再興した「再興型インフルエンザ」を含むものとする。

□新型インフルエンザ（A/H1N1）（しんがたインフルエンザ（A/H1N1））

2009年（平成21年）4月にメキシコで確認され世界的大流行となった、H1N1亜型のウイルスを病原体とするインフルエンザをいう。

このインフルエンザは、2009年（平成21年）4月28日から2011年（平成23年）3月31日までの間、感染症法に基づく「新型インフルエンザ等感染症」に位置付けられ、「新型インフルエンザ（A/H1N1）」と称されていたが、その後は「インフルエンザ（H1N1）2009」に改称された。

□新型インフルエンザワクチン（しんがたインフルエンザワクチン）

新型インフルエンザの感染による重症化防止等を目的に接種されるワクチンで、パンデミックワクチンとプレパンデミックワクチンがある。

※「パンデミックワクチン」及び「プレパンデミックワクチン」を参照

□新感染症（しんかんせんしょう）

新感染症とは、感染症法第6条第9項において、人から人に伝染すると認められる疾病であって、既に知られている感染症の疾病とその病状又は治療の結果が明らかに異なるもので、当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、当該疾病的まん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるもの。

□咳エチケット（せきエチケット）

感染の拡大を防止するための取組をいう。具体的には、咳やくしゃみの際にティッシュなどで口と鼻を押さえ周囲の人から顔をそむけること、使用後のティッシュをすぐにフタ付きのゴミ箱に捨てること、有症者はマスクを正しく着用することなどがある。

□接触感染（せっしょくかんせん）

皮膚と粘膜、創の直接的な接触、あるいは中間に介在する環境などを介する間接的な接触による感染経路をいう。例えば、患者の咳せき、くしゃみ、鼻水などに含まれたウイルスが付着した手で机、ドアノブ、スイッチ等を触れた後に、その部位を他者が触れ、かつその手で自分の目、口、鼻を触れることによってウイルスが媒介される。

（た行）

□致命率（ちめいりつ）

流行期間中に新型インフルエンザに罹患した者のうち、死亡した者の割合。

□鳥インフルエンザ（とりインフルエンザ）

A型インフルエンザウイルスによる鳥の感染症で、このうち、ニワトリなどの家きんに対して高い死亡率を示すなど、特に強い病原性を示すものを「高病原性鳥インフルエンザ」という。

（は行）

□パンデミック

感染症の世界的大流行をいう。特に新型インフルエンザは、ほとんどの人がウイルスに対する免疫を持っていないため、人から人へと容易に感染し、世界中で大きな流行を起こす。

□パンデミックワクチン

新型インフルエンザが発生した段階で、当該新型インフルエンザのウイルス又はこれと同じ抗原性をもつウイルスを基に製造されるワクチンをいう。

□飛沫感染（ひまつかんせん）

ウイルスを含んだ大きな粒子（5ミクロンより大きい水滴（飛沫））が、咳、くしゃみ、会話等によって飛散し、他の人の鼻や口の粘膜あるいは結膜に接触することによって感染する経路をいう。飛沫まつは空気中を漂わず、1～2メートルしか到達しない。

なお、5ミクロン以下の飛沫核は空気中を漂うが、これによる感染を空気感染（飛沫核感染）という。

□病原性（びょうげんせい）

新型インフルエンザ対策においては、ヒトがウイルスに感染した場合の症状の重篤度として用いることが多い。なお、学術的には、病原体が宿主（ヒトなど）に感染して病気を起こさせる能力であり、病原体の侵襲性、増殖性、宿主防衛機構の抑制能などを総合した表現。

□プレパンデミックワクチン

新型インフルエンザが発生する前の段階で、新型インフルエンザウイルスに変異する可能性が高い鳥インフルエンザウイルスを基に製造されるワクチンをいう。現在、国は、鳥インフルエンザ（H5N1）亜型を用いたプレパンデミックワクチンを備蓄している。

（や行）

□要援護者（ようえんごしゃ）

政府ガイドラインにおける要援護者の例は、以下のとおりである。

- a. 一人暮らしで介護ヘルパー等の介護等がなければ、日常生活（特に食事）が非常に困難な者
- b. 障がい者のうち、一人暮らしで介護ヘルパーの介護や介助がなければ、日常生活が非常に困難な者
- c. 障がい者又は高齢者のうち、一人暮らしで支援がなければ市町村等からの情報を正しく理解することができず、感染予防や感染時・流行期の対応が困難な者
- d. その他、支援を希望する者（ただし、要援護者として認められる事情を有する者）

なお、要援護者の定義については、在宅高齢者、障害者等のうち、支援が必要と認められる者とし、別途マニュアルで定める。

特定接種の対象となり得る業種・職務について

特定接種の対象となり得る者の範囲や総数、接種順位等は、新型インフルエンザ等発生時に政府対策本部において、発生状況等に応じて柔軟に決定されるが、発生時に速やかに接種体制を整備するために、基本的な考え方が政府行動計画において以下のとおり示されています。

(1) 特定接種の登録事業者

A 医療分野

(A-1 : 新型インフルエンザ等医療型、A-2 : 重大・緊急医療型)

業種	類型	業種小分類	社会的役割
新型インフルエンザ等医療型	A-1	新型インフルエンザ等の患者又は新型インフルエンザ等に罹患していると疑うに足りる正当な理由のある者に対して、新型インフルエンザ等に関する医療の提供を行う病院、診療所、薬局及び訪問看護ステーション	新型インフルエンザ等医療の提供
重大・緊急医療型	A-2	救命救急センター、災害拠点病院、公立病院、地域医療支援病院、国立ハンセン病療養所、独立行政法人国立がん研究センター、独立行政法人国立循環器病研究センター、独立行政法人国立精神・神経医療研究センター、独立行政法人国立国際医療研究センター、独立行政法人国立成育医療研究センター、独立行政法人国立長寿医療研究センター、独立行政法人国立病院機構の病院、独立行政法人労働者健康福祉機構の病院、社会保険病院、厚生年金病院、日本赤十字病院、社会福祉法人恩賜財団済生会の病院、厚生農業協同組合連合会の病院、社会福祉法人北海道社会事業協会の病院、大学附属病院、二次救急医療機関、救急告示医療機関、分娩を行う医療機関、透析を行う医療機関	生命・健康に重大・緊急の影響がある医療の提供

(注1) 重大緊急医療型小分類には、公立の医療機関も含め記載

B 国民生活・国民経済安定分野

(B-1: 介護・福祉型、B-2: 指定公共機関型、B-3: 指定公共機関同類型、B-4: 社会インフラ型、B-5: その他)

業種	類型	業種小分類	社会的役割
社会保険・社会福祉・介護事業	B-1	介護保険施設（A-1に分類されるものを除く。）、指定居宅サービス事業、指定地域密着型サービス事業、老人福祉施設、有料老人ホーム、障害福祉サービス事業、障害者支援施設、障害児入所支援施設、救護施設、児童福祉施設	サービスの停止等が利用者の生命維持に重大・緊急の影響がある介護・福祉サービスの提供
医薬品・化粧品等卸売業	B-2 B-3	医薬品卸売販売業	新型インフルエンザ等発生時における必要な医療用医薬品の販売
医薬品製造業	B-2 B-3	医薬品製造販売業	新型インフルエンザ等発生時における必要な医療用医薬品の生産
医療機器修理業 医療機器販売業 医療機器賃貸業	B-2 B-3	医療機器修理業 医療機器販売業 医療機器賃貸業	新型インフルエンザ等発生時における必要な医療機器の販売
医療機器製造業	B-2 B-3	医療機器製造販売業	新型インフルエンザ等発生時における必要な医療機器の生産
ガス業	B-2 B-3	ガス業	新型インフルエンザ等発生時における必要なガスの安定的・適切な供給
銀行業	B-2	中央銀行	新型インフルエンザ等発生時における必要な通貨および金融の安定
空港管理	B-2	空港機能施設事業	新型インフルエンザ

者	B-3		等発生時における必要な旅客運送及び緊急物資の航空機による運送確保のための空港運用
航空運輸業	B-2 B-3	航空運送業	新型インフルエンザ等発生時における必要な旅客運送及び緊急物資の運送
水運業	B-2 B-3	外航海運業沿海海運業内陸水運業船舶貸渡業	新型インフルエンザ等発生時における必要な緊急物資（特措法施行令第14条で定める医薬品、食品、医療機器その他衛生用品、燃料をいう。以下同じ。）の運送業務
通信業	B-2 B-3	固定電気通信業移動電気通信業	新型インフルエンザ等発生時における必要な通信の確保
鉄道業	B-2 B-3	鉄道業	新型インフルエンザ等発生時における必要な旅客運送及び緊急物資の運送
電気業	B-2 B-3	電気業	新型インフルエンザ等発生時における必要な電気の安定的・適切な供給
道路貨物運送業	B-2 B-3	一般貨物自動車運送業	新型インフルエンザ等発生時における必要な緊急物資の運送
道路旅客運送業	B-2 B-3	一般乗合旅客自動車運送業患者等搬送事業	新型インフルエンザ等発生時における必要な旅客の運送
放送業	B-2 B-3	公共放送業民間放送業	新型インフルエンザ等発生時における国

			民への情報提供
郵便業	B-2 B-3	郵便	新型インフルエンザ等発生時における郵便の確保
映像・音声・文字情報制作業	B-3	新聞業	新型インフルエンザ等発生時における国民への情報提供
銀行業	B-3	銀行中小企業等金融業農林水産金融業政府関係金融機関	新型インフルエンザ等発生時における必要な資金決済及び資金の円滑な供給
河川管理・用水供給業	—	河川管理・用水供給業	新型インフルエンザ等発生時における必要な水道、工業用水の安定的・適切な供給に必要な水源及び送水施設の管理
工業用水道業	—	工業用水道業	新型インフルエンザ等発生時における必要な工業用水の安定的・適切な供給
下水道業	—	下水道処理施設維持管理業下水管路施設維持管理業	新型インフルエンザ等発生時における下水道の適切な運営
上水道業	—	上水道業	新型インフルエンザ等発生時における必要な水道水の安定的・適切な供給
金融証券決済事業者	B-4	全国銀行資金決済ネットワーク金融決済システム金融商品取引所等金融商品取引清算機関振替機関	新型インフルエンザ等発生時における金融システムの維持
石油・鉱物卸売業	B-4	石油卸売業	新型インフルエンザ等発生時における石油製品（LPGガスを含む）の供給
石油製	B-4	石油精製業	新型インフルエンザ

品・石炭製品製造業			等発生時における石油製品の製造
熱供給業	B-4	熱供給業	新型インフルエンザ等発生時における熱供給
飲食料品小売業	B-5	各種食料品小売業食料品スーパーコンビニエンスストア	新型インフルエンザ等発生時における最低限の食料品（缶詰・農産保存食料品、精穀・精粉、パン・菓子、レトルト食品、冷凍食品、めん類、育児用調整粉乳をいう。以下同じ。）の販売
各種商品小売業	B-5	百貨店・総合スーパー	新型インフルエンザ等発生時における最低限の食料品、生活必需品（石けん、洗剤、トイレットペーパー、ティッシュペーパー、シャンプー、ごみビニール袋、衛生用品をいう。以下同じ。）の販売
食料品製造業	B-5	缶詰・農産保存食料品製造業精穀・製粉業パン・菓子製造業レトルト食品製造業冷凍食品製造業めん類製造業処理牛乳・乳飲料製造業（育児用調整粉乳に限る。）	新型インフルエンザ等発生時における最低限の食料品の供給
飲食料品卸売業	B-5	食料・飲料卸売業卸売市場関係者	新型インフルエンザ等発生時における最低限の食料品及び食料品を製造するための原材料の供給
石油事業者	B-5	燃料小売業（LPガス、ガソリンスタンド）	新型インフルエンザ等発生時におけるLPガス、石油製品の供給

その他の生活関連サービス業	B-5	火葬・墓地管理業	火葬の実施
その他小売業	B-5	ドラッグストア	新型インフルエンザ等発生時における最低限の生活必需品の販売
廃棄物処理業	B-5	産業廃棄物処理業	医療廃棄物の処理

(注2) 業種名は、原則として日本標準産業分類上の整理とする。

(注3) 上記の標準産業分類には該当しないが、特定接種対象業種と同様の社会的役割を担う事業所については同様の社会的役割を担っている日本標準産業分類に該当する事業所として整理する。

(2) 特定接種の対象となり得る国家公務員及び地方公務員

特定接種の対象となり得る新型インフルエンザ等対策の職務は以下のいずれかに該当する者である。

区分1：新型インフルエンザ等の発生により対応が必要となる職務（＝新型インフルエンザ等の発生により生ずる又は増加する職務）

区分2：新型インフルエンザ等の発生に関わりなく、行政による継続的な実施が強く求められる国民の緊急の生命保護と秩序の維持を目的とする業務や国家の危機管理に関する職務

区分3：民間の登録事業者と同様の職務

区分1：新型インフルエンザ等の発生により対応が必要となる職務

特定接種の対象となり得る職務	区分
政府対策本部の意思決定、総合調整等に関する事務	区分1
政府対策本部の事務	区分1
政府が行う意思決定・重要政策の企画立案に関する業務、閣議関係事務	区分1
政府対策本部の意思決定に必要な専門的知見の提供	区分1
各府省庁の意思決定・総合調整に関する事務（秘書業務を含む。）	区分1
各府省庁の新型インフルエンザ等対策の中核を担う本部事務具体的な考え方 は、以下のとおり・対策本部構成員、幹事会構成員、事務局員のみを対象・ 事務局員については、新型インフルエンザ等対策事務局事務に専従する者のみ	区分1

諸外国との連絡調整、在外邦人支援	区分 1
検疫・動物検疫・入国管理・税関の強化（検疫実施空港・港における水際対策・検疫事務）	区分 1
国内外の情報収集・検査体制の整備・ワクチン製造株の開発・作製	区分 1
緊急の改正が必要な法令の審査、解釈（行政府）	区分 1
都道府県対策本部の意思決定、総合調整等に関する事務	区分 1
都道府県対策本部の事務	区分 1
市町村対策本部の意思決定、総合調整等に関する事務	区分 1
市町村対策本部の事務	区分 1
新型インフルエンザウイルス性状解析、抗原解析、遺伝子解析、発生流行状況の把握	区分 1
住民への予防接種、帰国者・接触者外来の運営、疫学的調査、検体の採取	区分 1
新型インフルエンザ等対策に必要な法律の制定・改正、予算の議決、国会報告に係る審議（秘書業務を含む。）	区分 1
新型インフルエンザ等対策に必要な都道府県、市町村の予算の議決、議会への報告	区分 1
国会の運営	区分 1
地方議会の運営	区分 1
緊急の改正が必要な法令の審査、解釈（立法府）	区分 1

区分 2：新型インフルエンザ等の発生に関わりなく、行政による継続的な実施が強く求められる国民の緊急の生命保護と秩序の維持を目的とする業務や国家の危機管理に関する職務

特定接種の対象となり得る職務	区分
令状発付に関する事務	区分 2
勾留請求、勾留状の執行指揮等に関する事務	区分 2
刑事施設等（刑務所、拘置所、少年刑務所、少年院、少年鑑別所）の保安警備	区分 2
医療施設等の周辺における警戒活動等犯罪の予防・検挙等の第一線の警察活動	区分 1
	区分 2
救急消火、救助等	区分 1
	区分 2
事件・事故等への対応及びそれらを未然に防止するため船艇・航空機等の運用、船舶交通のための信号等の維持	区分 1
	区分 2
防衛医科大学校病院及び各自衛隊病院等における診断・治療、家きん ^{p49} に対	区分 1

する防疫対策、在外邦人の輸送、医官等による検疫支援、緊急物資等の輸送 その他、第一線（部隊等）において国家の危機に即応して対処する事務自衛隊の指揮監督	区分2
国家の危機管理に関する事務	区分2

区分3：民間の登録事業者と同様の業務（1）の新型インフルエンザ等医療型、重大・緊急医療型、社会保険・社会福祉・介護事業、電気業、ガス業、鉄道業、道路旅客運送業、航空運送業若しくは空港管理者（管制業務を含む。）、火葬・墓地管理業、産業廃棄物処理業、上水道業、河川管理・用水供給業、工業用水道業、下水道処理施設維持管理業及び下水管路施設維持管理業と同様の社会的役割を担う職務